

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

通信編集 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

229 号

2022 年 5 月 18 日

一般社団法人
鍼灸マッサージ師会

鍼灸マッサージ師会実態調査にご協力をお願いします

副代表 橋本 利治

毎年実施している実態調査へご協力をお願いします。

今年、厚生労働省療養費検討専門委員会に対し、実態調査を元に療養費単価の改善の陳情書を作成しました。皆様のご協力で得られた資料は、鍼灸マッサージ業界待遇改善のために役立てています。これからますます厳しい社会状況になります。会員相互が協力して切り抜けましょう。事務局通信に同封しております**鍼灸マッサージ師会実態調査（2022年実施）**のご提出をお願いいたします。

.....

当会 Web サイトに皆様の治療院を掲載しませんか？

現在の主流であるグーグルマップからの検索、スマホ検索に重点を置いた設計に成って居ります。そこから皆様の治療院のホームページが閲覧できる仕組みです。非常に検索しやすくアピールに繋がります。そして、当会に所属している先生の治療院という事で信頼性アップにもつながります！

当会公式サイト URL→<https://hoshinren.jp/> トップページ治療院紹介をクリック。

（事務局長 清水鏡晴）

一般社団法人鍼灸マッサージ師会 第19回定期総会

開催日時 令和4年6月19日(日)

13:30~16:30

会場 YCC 代々木八幡
コミュニティーセンターホール

小田急線 代々木八幡駅下車 徒歩5分
コロナ問題の長引くなかで、暗いニュースが多いですが、情報の交換による正しい状況の理解が大切です。

ホールは184名が入れる広い会場です。
ゆったり安心して懇談できますので、
是非みなさまのご参加をお願いいたします。



緊急連絡

2022/05/13 副代表 橋本利治

6月1日～料金が改定されます。(厚生労働省あはき療養費検討専門委員会)

以前から厚生労働省療養費検討専門委員会で施術料の包括化が議論されていることは前回の通信でお知らせしましたが、5月6日第25回療養費検討専門委員会で改定案が出されて決定されました。(厚労省はこの決定に伴い現在通達文書を作成中とのことです)

【要点は】

① 往療料加算の廃止は見送り次回検討へ ② 部位数の廃止見送り次回検討へ となりました。

【決定事項(料金詳細は厚労省HPまたは事務局に連絡を)】

- ① あはきの料金改定率は0.13% ② 10円から20円位のアップ
- ② 申請書の書き方で本人が自署できない場合の代理 記入方法では手書き限定であったものからPC印字も認めとなりました。(印鑑は必要)

【今後の検討事項として】

往療内訳表の改編 マッサージ部位数の包括化 往療加算の廃止 中山間加算 将来的に往療と部位数を廃止して包括化した施術料金にすることなどが議題に挙がっています。

棄民施策に抗して！

この間厚労省の料金改定という名前の施術者棄民施策が行われる中でその流れに掉さすべく陳情書の提出、25回検討専門委員会への傍聴、療養費改定審議裏側の開示請求などをやってきました。また他の団体でも少しずつ動き始めています。

しかし一番大事なことは当事者の関心です。当事者が無関心では厚労省の思うままに進められて行きます。どうぞ関心を持って今後の動向を見つめてください

一般社団法人鍼灸マッサージ師会

代表理事 清水 一雄

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7

メゾン代々木 201 号

電話：03-3299-5276

**社会保障審議会医療保険部会
あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費
検討専門委員会**

遠藤久夫 座長 殿

令和4年5月9日

陳 情 書

R4年3月24日、第24回あんまマッサージはりきゅう療養費検討専門委員会が開催されました。

この中での議論は包括化と往療料加算の廃止を検討する内容になっています。
しかしこの議論は療養費を削減する方向に向かっています。

私たち施術者としてはコロナ禍の3年間だけでも患者が激減し、生活を圧迫しています。
われわれ鍼灸師会の調査でも2019年を100とした場合、2020年は69%、2021年は83%の会員が減収になっています。そして廃業をやむなく決断する施術者も12%となっています。

このような現状では到底療養費削減を認めることはできません。

第23回療養費検討専門委員会の資料によりますと今年度の診療報酬改定率は+0.43%と伺っています。また今回の議論では往療費加算削減分を施術料に振り替えること、マッサージ施術と変形徒手矯正術を部位加算から包括料金とすることが検討されています。このように変更することにより、結果として療養費が削減されることになるかと予想します。
そうであれば私たちは包括化を受け入れることはできません。

私たちは医療の一環であり、施術者の削減は日本の医療制度においても損失になると考えます。

療養費検討専門委員会において、療養費の削減にならないように制度設計していただきたく陳情いたします。

以上よろしく願いいたします。

国民が選べる「あはき」療養費支給へ改善を

厚労省通知による「あはき」療養費

久下 勝通

厚労省は、あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師、柔道整復師の治療を健康保険法 87 条による療養費の取り扱いだとしています。

87 条は以下のようにいっています。「保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき」また「被保険者が病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合、保険者がやむを得ないものと認めるとき」療養費を支給することができるということです。

87 条による療養費支給について、厚労省がどのように考えているのか「療養費支給基準（社会保険研究所）」において次のように説明しています。

「つまり、（ア）無医村等で保険医療機関がないか、または利用できない場合、すなわち、無医村あるいは医師がいても相当の距離があつて応急処置として売薬を服用した場合とか、その地区に保険医がない場合、あるいは保険医がいても、その者が傷病のために診療に従事することができない場合で、やむを得ず保険医以外の医師の診療を受けた場合、（イ）治療用装具（ウ）柔道整復（エ）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師による施術（オ）生血（カ）移送費（キ）その他がある」。

いったい何をいつているのかと思うような内容です。

無医村で医療機関が利用できないような場合、あるいは保険医がいても傷病などで診療ができない場合であると、保険者が判断した場合に、「あはき」や柔道整復の施術について療養費を支給するというのです。

健康保険法は大正 11 年（1922 年）に公布された法律ですから、無医村などの問題も存在したのですが、しかし、法律公布から 100 年を過ぎ、医療機関が充実されてきた今日、無医村のような状況は考えられません。

保険医療機関が無いため利用できない、あるいは、保険医が傷病などで診療は受けられない、という様な事態は存在しないのです。「あはき」療養費、そして柔整療養費の支給は、87 条を名目として、何から何まで、すべて厚生労働省通知による取り扱いです。

厚労省通知による「あはき」の排除

「あん摩マッサージ指圧治療」の排除 医療上マッサージを必要とする症例

87 条を名目にした厚労省通知による療養費の支給は、「あはき」排除の療養費の支給です。

●厚労省通知で示されたあん摩マッサージ指圧療養費の支給

筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮等であつて、**医療上マッサージを必要とする症例**です。

あん摩マッサージ指圧治療の療養費の支給対象は 筋麻痺・筋萎縮・関節拘縮等であつて、医療上マッサージを必要とする症例 とされています。

支給対象は麻痺や関節拘縮と極めて限定的です。なぜ、このような制限が必要なのか説明はありません。しかも、医療上マッサージを必要とする症例というわかりにくい制約がつけられています。

「医療上マッサージ」について、社会保険審査会は裁決書の中で見解を述べています。

「保険医療機関において、専門のスタッフによる理学療法の一環として行われる医療マッサージであると解される」といっています。理学療法士がマッサージを行わない場合にだけ、あん摩マッサージ指圧師の治療を療養費の支給として認めると事です。厚労省通知によるあん摩マッサージ指圧師の療養費支給からの排除です。

「はり・きゅう治療」の排除 医師による適当な治療手段のないもの

はり・きゅう治療の支給対象は「医師による適当な治療手段のないもの」であり、医師の同意書提出を求めているのです。医師が自らの治療手段がないと同意した場合ははり・きゅう治療療養費を支給するというのです。

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症について保険医より同意書の交付を受けた場合は、**医師の治療手段のないものとして療養費の支給対象とする**というのです。

「医師の適当な治療手段のないもの」という支給対象は、鍼灸師の健康保険からの排除にこだわる通知です。国民には意味不明、理解できない内容です。

鍼灸師も行政の指導、厚労省通知により健康保険から排除する支給対象です。

医師による治療方法もあるが、はり・きゅう治療、あるいは、あん摩マッサージ指圧治療の方法もあるのであり、どの治療方法を選ぶかは、患者の人権の尊重、医療を選ぶ患者の権利が尊重されなければなりません。

柔道整復師の療養費支給対象

厚労省通知による療養費の支給対象は、打撲、捻挫、骨折、脱臼です。

医師の同意を必要とするのは骨折、脱臼の治療であり、医師の同意は口頭でも同意書によるものでもかまわない、施術録に医師から同意を得た旨記載されていればよい、という取り扱いです。打撲、捻挫は施術者の診断、治療が認められています。

「あはき」療養費支給と同様に 87 条を根拠とする厚労省通知による療養費の支給ですが、「あはき」排除とはことなり、療養の給付に準じた取り扱いです。打撲、捻挫は施術者の診断、治療が認められているのです。

「医師の治療手段のない場合」というような、療養費支給から排除するような支給要件はありません。柔道整復療養費支給の特別な扱いについて、「療養費の支給基準（社会保険研究所）」では次のように説明しています。

「整形外科担当医療機関の配置、医師数の不足」それに加えて「習慣上、特に都市以外においては外科医を受診するよりも、むしろ柔道整復の施術を受ける事が多いこと」「柔道整復師が行う施術の一部には整形外科医の行う医療方式と同一理論によるものがある等の理由により」療養の給付に準じた取り扱いを行ったとしています。

健康保険法は大正 11 年（1922 年）に公布された法律ですから、戦前の医療機関や医師の不足の中で柔道整復術を習得した関係者が骨折や脱臼などの治療を行い、療養費の支給として取り扱われたのは理解出ます。

しかし、健康保険法公布から 100 年を経過し、健康保険法 87 条が示す療養費支給の条件、無医村で医療機関が利用できないような場合は、すでに消失しているのです。

厚労省は 87 条を名目にした厚労省通知により、「施術の一部には整形外科医の行う医療方式と同一理

論によるものがある」という理由で、柔整療養費の支給は特別な取り扱いをしているというのです。

これは戦前の政府のやり方であり、早急な改善が必要です。必要な医療は国民が選ぶものであり、法律で認められた医療資格者の治療は、国民が必要な場合は健康保険制度により、医療を受けられる取り扱いに改善すべきです。

あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師の治療は 法が認める医療です

「医師による適当な治療手段のないもの」という不合理な「あはき」療養費の支給対象の根底には、明治政府以来の国の医療制度からの漢方の排斥があるのです。

しかし、昭和 21 年（1947 年）に国民主権、人権尊重がうたわれた現在の憲法が制定され、翌年の昭和 22 年新たには、制定された憲法の下に「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」が制定されました。

この法律により、あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師は医療の一端を担う資格者として法律により認められたのです。あん摩マッサージ指圧師は、あん摩マッサージ指圧治療に、また、鍼灸師はり・きゅう治療に限定されていますが、医療行為を業とすることを認められた医療資格者です。

あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師は、医業類似行為者であるとの厚労省の見解は、あん摩マッサージ指圧治療、鍼灸治療を健康保険制度により国民に提供する医療と認めないための法を無視する見解です。

「医療上マッサージを必要とする症例」「医師による適当な治療手段のないもの」という不合理な支給対象は、健康保険制度により国民の医療を受ける権利、患者の医療選択の権利を無視するものであり認められません。

患者の判断で「あはき」の治療を選べる療養費の支給を

87 条（療養費）の名目による厚労省通知による療養費の支給は、療養費支給からの「あはき」の排除です。医療を選ぶのは国民です。憲法、健康保険法に基づき、国民の医療を受ける権利、医療選択の権利の尊重立場から、政府の「あはき」療養費支給の差別的制限は正すべきです。

「あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費」を健康保険法で明らかにし、どのような場合に療養費を支給するのかを明確にし、国民が自らの判断で利用できる療養費の支給にすることが必要です。

あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費支給

1) あん摩マッサージ指圧療養費の支給

- ① 筋麻痺、筋萎縮、関節拘縮の改善のため、また、腰痛、五十肩、頸肩腕症候群など身体関節に現れる疼痛改善のため、あん摩マッサージ指圧療養費を支給する。
- ② あん摩マッサージ指圧療養費の支給申請には、筋麻痺、筋萎縮、関節拘縮などの身体機能障害の発症について、また、疼痛の発症についての医師の診断書を提出する。
- ③ 診断書を求められた医師は患者の要望に十分に配慮する。

2) はり・きゅう療養費の支給対象

- ① 疼痛改善のため、はり・きゅう療養費を支給する。
- ② はり・きゅう療養費の支給申請には、疼痛発症について医師の診断書を提出する。
- ③ 診断書を求められた医師は患者の要望に十分配慮する。

患者さんの権利をまもり、患者さんとともに

コロナ感染の不安が広がる中で健康を考えると何よりも大切なものは自然治癒力です。自然治癒力を

強化するうえで、体に現れる不調、症状に対応して、改善が期待できるのがあん摩マッサージ指圧治療であり、はり・きゅう治療です。「あはき」治療を健康保険の給付から排除する、政府の頑なな医療行政が自然治癒力の低下から高齢者の病状につながるだろうと思います。

健康保険制度の改善への議会行政への働きかけに患者さんの声は不可欠です。患者さんの理解を得る「あはき」療養費支給の改善案を明らかにしましょう。



アンケート調査の先に見えるもの その4

2022年5月 橋本利治

今回3度にわたって東京都後期高齢者医療広域連合（東京後期）へ情報開示請求をしました。

そのうち、2回目の請求ではR3年7月1日に契約が交わされていること、そして柔整では8月から4カ月にわたってアンケート調査を実施されていること、これが終わってから「あはき」のアンケート調査が始まります。

契約が終わるのはR4年3月31日までであること。

受託会社は2年に渡り「オークス」という業者が選定されている。

選定理由として「本事業は柔道整復療養費、あん摩・マッサージ・指圧及びはり・きゅう療養費の施術を受けている被保険者への施術内容の照会及び申請書等の内容点検を行うことで、不正の疑いのある施術等の確認及び当該施術所への疑義照会、被保険者に療養費の正しい知識の普及・啓発を実施し、療養費の適正化及び療養費の増加の抑制を図ることを目的として実施」（下線は筆者）となっています。

やはりそうなんです。

そしてその裏では契約金額：¥49,500,000ですが、予定価格の欄は黒塗りで消されています。

これは個人情報ではないのですから、消す必然性は全くないのですが消されています。

それは予定価格が公になると困るということと理解できます。

では、予定価格は契約価格より低い価格であった可能性があります。だから黒塗りにしなければならなかったのだろうと推測できます。

そして受託業者選定の入札もなく決定されています。もし入札があったなら黒塗りはなかったとおもわれます。

そしてまた、受託業者との契約書（開示請求したもの）を見ると「アンケート送付者リストの作成」の項目欄④には「受託者は引き抜き対象者が多くてアンケート送付件数に満たなくなった場合、再度対象者を抽出・選定する」となっています。

つまり、われわれ施術者が全く厚労省通達を遵守した申請で抽出数が確保できなかった時は、再度設定を変えて（厳しくして）予定の人数をそろえるということになります。

また郵送する方法も決められていて、発送費は受託業者となっていますが、返信料金は東京後期が持つとのこと。（どこまでも受託業者を保護しています）

さて契約書項目（カ）では、督促はがきの作成及び発送の項目②には、督促はがきの校正は広域連合と協議の上、決定するとなっています。今回われわれの抗議はこの項目に当てはめて責任を追及したのになります。

コールセンターの設置では、受託業者がアンケートに対するコールセンターを設置していますが、

本来広域連合もコールセンターを持っていなければなりません。昨年は高崎にコールセンターが設置されていましたが今年は無くなっています。何があったのでしょうか。

他にもツッコミどころは満載です。例えば返信用のアンケート用紙以外に、何か同封されていると広域連合の指示に従い、受託者が送付対象者へ返送する等の対応を行うこと（郵便料金は受託者負担）となっています。

受託業務の条件の欄には、電話オペレーターの条件として「療養費に関しての専門的な知識を有し、本業務にかかる点検業務の経験を2年以上有している者」となっています。

以上の様に契約書を精査していくと、表面的には完璧のように見えますが矛盾も散見されます。

当然です。論理として無理やりこじ付けているのですから。

ということで4回に分けて、東京後期とのやり取りの中でどのようにしてアンケート調査がなされたのか、その目的は何か、その対処法はどうすればよいのかを解説しました。

ここにヒントをつかんで、どのように対処するか知恵を出し合いましょう。保険者の言いなりになってこの業界を沈下させてはなりません。

終わりに

このことについて、ご意見ご提案などあれば事務局にご一報いただければまた新しい方法も見つかると思います。どんなことでも構いませんのでご一報頂ければ助かります。

今回の開示請求で、東京後期と受託業者オークスとの契約書が開示されました。多くの目で検証するともっと多くのツッコミどころが出てくると思います。

興味のある方は事務局へ連絡してください。(今回でこのシリーズは終わります)

最後までお読みいただき感謝します。特に事務局では校正から原稿の不備を指摘していただき訂正ができました。

事務局の中

人類が二千年以上の経験と、科学の進歩により地球は狭く世界の国々は一層近くなった。
そして平和への希求も高まると思われたが、
過去に引き返す事は、侵略戦争が起きた。
地球の歴史上、戦争の無い時代は皆無と思うが、
オーストリアとセルビアの相違による戦争は各地であつたもの。二世紀の
現在、全く一方的な侵略戦争が起きるとは予想外であつたと思ふ。
然し、現実には不合理的な戦争は起つた。
こうして、戦後の中、我が国も決して安全とは言えない。
大東亜戦争の敗北から、十年近く経過した今、
日本に廃墟の中、立ち上り、貝事に復活し、
世界でも屈指の民主主義国家となった。
だが、我が国がより一歩のうちに突然他国から侵略を受ける場合、平和ボケの国民は一体どの様に
対応するのだろうか。
恐らく国民の多くは戦争という事は現実的では無いとの認識だろう。
然し、考えてみれば隣国はロシア、中国、北朝鮮と
非民主主義国であり、三ヶ国合計で六ヶ国以上の
核を保有している。
平和を求めながら、侵略されぬ道を考える
必要がある。

故加藤勝彦さんを偲んで

令和4年5月8日 山口 富靖

こころ優しき友よ

加藤さんとの初対面は保険セミナーで、親睦会で他にはない内容なので入会しました。

同年代でもあり、これからの会の有り方など聞くと快く言って、協同組合を立ち上げるときも、一緒に考え一緒に行動し、相手に対して温和な物腰で、好意的に補足する言い方、こころ強く頼もしい人でした。千葉の千倉の旅行でも、箱根湯本の日帰り旅行でも、一緒に風呂に入り語り合ったこともあって関係を深めたかもしれません。

そんなことで、県庁や横浜市役所に出向く時も、ご自分の仕事を差し置いて、一緒に行って、私と相手方の話を聞いて、最後に足りない点を聞き出してくれたりしてくれました。

また、私独りで公機関が終わった後、加藤さんの職場の2階に立ち寄り行きつけの食堂に行った。組合が軌道に乗った頃、加藤さんの容態が悪くなり入院、しかも、前場さんも持病が悪化し会を辞める事態になりましたが、お二人とも体調も回復したお陰で、会が続けることができました。

加藤さんはお酒が飲めないので、喫茶店で、加藤さんはコーヒー、私はミルク、公のことより個人的な話が多かったような気がします。

加藤さんは公私に渡って里親里子の会・合唱団・谷田地元の新道路建設反対など7つの会に入っている事、また、家族のハワイ旅行・一人娘・地元産まれなど、電車の中でも食事後でも笑顔で話を聞かせていただき、とても家族思いの一面も見させてくれました。

また、私が公に出す書類の文面を見て、初めてよく書けてますと誉められたことなど思い出します。まだまだ書きたいことは山ほどあるが、私だけの特権として、心の中に秘めておきます。健康保険運動の同志の関係より、こころ優しき友でした。加藤勝彦(かとうまさひこ)さん、安らかに。ありがとう。



中野郁雄様の作品

【海江田万里の政経ダイアリー】2022. 4. 27号

●22年居座った権力は必ず腐敗する

「権不十年(けんぷじゅうねん)」細川護熙元総理が、熊本県知事を2期8年つとめて辞職した際に残した言葉です。元々は、「花無十日紅 権不十年久」として使われ、読みは「花に十日の紅なし 権は十年久しからず」、つまり「権力を十年持たせるのは容易でない」という意味です。細川氏は「権力は十年続くと腐敗する」との意味で使ったと聞きます。

2000年の大統領就任後、すでに22年間、権力の座にいるロシアのプーチン大統領の昨今の言動をみると、つくづくこの言葉の重みを感じます。よく知られているように2008年にプーチン大統領は、大統領の座をいったん、メドベージェフ氏に譲っています。これは、当時のロシア憲法(1993年憲法)が、大統領任期は4年で、同一人物が2期を超えてつとめることはできないとの規定があったからです。もちろんプーチン大統領は、子飼いのメドベージェフ氏に替わり、自分は首相になりました。当時のロシアの政治体制は「タンデム(二頭立て馬車)体制」と呼ばれ、プーチン首相が陰でロシアの政治を牛耳っていました。姑息なやりかたではありますが、憲法を変えてまで大統領には居座ろうとは考えなかったことがわかります。その後、2012年、メドベージェフ氏の任期が終わると、プーチン首相は再び大統領選挙に出馬し、当選を果たします。2008年の憲法改正では、大統領の任期を6年にしたものの、連続2期までとの規定はそのまま残しました。

●2020年の憲法改正で「独裁者」の誕生

2012年にプーチン第2次大統領が誕生し、6年後の2018年の選挙で再選された大統領任期は2024年までとなっています。この間、プーチン大統領は2020年3月に憲法改正の発議を行いました。ロシアでも憲法改正に際しては国民投票が必要で、同年7月に行われた国民投票の結果、改正案は78%の賛成で可決されました。

この2020年ロシア憲法改正では、「領土割譲禁止」の条文があらたに盛り込まれ、日本でも注目されました。

もうひとつ、改正点の内容で特筆すべきは、大統領は首相(政府議長)を任命・解任する権限を有するほかに、副首相や国防大臣、司法大臣などの閣僚の任命に首相の関与を排除するなど、大統領権限が強化されたことです。

さらに大統領の任期2期12年までの規定は、そのままですが、この規定は「過去にロシア連邦大統領であった人物、現在ロシア連邦大統領である人物」には適用されないことになりました。

●2036年までプーチン大統領が続く?

つまり、2024年に任期が満了してもプーチン大統領は、さらに大統領選挙に出馬することが可能になり、その場合、最長でプラス12年、つまり2036年までプーチン大統領の独裁が存続する可能性が出てきました。1952年10月生まれ、現在69歳のプーチン大統領は2036年には、83歳になります。

果たして、プーチン大統領が2036年まで大統領を続けられるのかどうかは定かではありませんが、権力者が、自分の都合で憲法を改正し、権力を維持しようとするのは、指導者が「独裁者」に替わる契機になると思います。

74歳で死去したソ連時代の独裁者ヨシフ・スターリンの死後、後継者のフルシチョフによって激しい「スターリン批判」がおこなわれたことは歴史の事実です。独裁者の末路は哀れであることも歴史の教訓ですが、その独裁者によって理不尽に奪われる多くのいのちがあることを忘れてはならないと思います。

衆議院議員 海江田 万里

海江田万里事務所(東京都第1区) 〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-11 山一ビル

TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp



2022.5.1 発行 Vol.149

発信元：牧島かれん事務所

月刊 政治かわら版 牧島かれん国政報告

*地元事務所

*会館事務所

TEL:0465-38-3388

TEL:03-3508-7026

FAX:0465-38-4400

FAX:03-3508-3826

地方の行事も感染防止対策をとり、いまだにN7の対策がとれず、
特に地域の文化の継承と魅力発信を願っている所です。デジタルが
「キャッチオール」が「可決成立」はいい。

■ 組織の体制強化

デジタルの事務局トップのデジタル監が新たに決まりました。民間でも
デザインの第一線で活躍し、また庁内でも一緒に仕事をしていた方に就任
いたしました。デザインというと商品の外側の部分（パッケージ）に意識が
いきがちですが、「組織をデザインする」ことも重要です。官民の垣根で働く
他の府庁に比べていい仕組みがあり、かつてはいかに葛藤があったもの
ですが、しっかり動かしています。社会全体のデジタル化を進めるには
何れも他府庁や自治体等の協力が不可欠です。土台作りもしています。

■ 国際会議等への出席

7月、デジタル大臣会合へ出席するためドイツへ向かいます。エストニア
・フィンランドにも立ち寄り、デジタル政策を担う大臣とも意見交換を行う
予定です。自由と民主主義と法の支配という価値観を共に持つ国々と
デジタル領域でも連携を深めます。その時の様子はまたご報告します。
皆様へお伝えします。(2022.4.28作成)デジタル大臣 牧島かれん

R04 年 5 月

1	日	
2	月	
3	火	申請書〆切 憲法記念日
4	水	みどりの日
5	木	こどもの日
6	金	
7	土	申請業務
8	日	
9	月	
10	火	事務局通信投稿締め切り
11	水	
12	木	
13	金	
14	土	
15	日	ケアマネ会議 (10:30～12:30)
16	月	事務局会議 (13:00～15:00)
17	火	事務手数料改定説明会 (18:30～20:00) 千駄ヶ谷社教館 (会議室第一・第二)
18	水	通信発送
19	木	体験マッサージ (13:00～17:00) 国民の会役員会 (18:30～20:30) WEB
20	金	
21	土	
22	日	理事会 (13:30～16:30)
23	月	
24	火	
25	水	
26	木	
27	金	
28	土	
29	日	NPO レクリエーション (神代植物公園)
30	月	支給明細などの発送
31	火	療養費の振り込み

※国民の会：健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO：NPO 法人東洋医療を考える会

R04 年 6 月

1	水	
2	木	
3	金	申請書〆切
4	土	
5	日	
6	月	
7	火	申請業務
8	水	
9	木	
10	金	事務局通信投稿締め切り
11	土	
12	日	国民の会総会(13:30～16:30)
13	月	事務局会議 (13:00～15:00)
14	火	
15	水	
16	木	体験マッサージ (13:00～17:00)
17	金	
18	土	
19	日	理事会 (10:30～12:30) 第 19 回定期総会 YCC 代々木八幡コミュニティセンターホール (13:30～16:30)
20	月	
21	火	
22	水	
23	木	
24	金	
25	土	
26	日	NPO 理事会(10:00～12:00)
27	月	
28	火	支給明細などの発送
29	水	
30	木	療養費の振り込み